

横浜市立美しが丘中学校 PTA 規約

第一章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は横浜市立美しが丘中学校 PTA といい、事務所を横浜市青葉区美しが丘 3 丁目 41 番地 1、横浜市立美しが丘中学校内に置く。

第2条（目的）

本会は保護者と教職員が研修しあい、協力しあって生徒の心身の健全な成長と、社会における福祉を増進することを目的とする。

第3条（活動）

本会は前条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) よりよい保護者、教職員となるための研修活動。
- (2) 学校教育、家庭教育をより充実させるための活動。
- (3) 生徒の校外生活をより豊かに健全なものにするための活動。
- (4) 公教育を充実させるための活動。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な活動。

第4条（方針）

本会の方針は次のとおりとする。

- (1) 本会は教育を本旨とする自主独立の民主的団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けず、またいかなる営利的、宗教的、政党的な事業にも関係しない。
- (2) 学校の管理・運営・人事には干渉しない。

第5条（会員）

本会は横浜市立美しが丘中学校に在籍する生徒の保護者（またはこれに代わる者）及び同校に勤務する教職員によって構成され、すべて平等の権利と義務を有する。

（本会の会員は、青葉区 PTA 連絡協議会、市 PTA 連絡協議会の会員となる）

第二章 組織

第6条（本会の組織）

本会は次の組織をもつ。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 実行委員会
- (4) 常任委員会
- (5) 選考管理委員会
- (6) 特別委員会

第7条（総会）

- (1) 総会は全会員によって構成され、本会の最高議決機関である。
- (2) 総会は毎年2回を定例とし、代表が招集する。原則として電磁的方法（Google フォーム、一斉配信等）によるオンライン総会とする。
- (3) 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - ・ 規約の改廃
 - ・ 事業報告及び決算の承認
 - ・ 事業計画及び予算の審議決定
 - ・ 役員及び会計監査委員の選任（承認）
 - ・ その他、実行委員会が必要と認めた重要事項
- (4) 総会は、対面での開催に代えて、書面または電磁的記録（インターネット等）による意思表示をもって開催することができる。この場合、書面または電磁的記録による回答をもって出席者数および表決数に算入し、会員の3分の1以上の出席（回答）があった場合に成立する。ただし、委任状（議長への一任等）を

認める。

- (5) 総会の議事は、前項の規定により成立した総会における出席者（回答者および委任状提出者）の過半数をもって決する。
- (6) 実行委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求があったとき、代表は臨時総会を開かなければならない。

第8条（役員会）

1. 役員会は、必要に応じて代表が招集する。なお、開催にあたっては、実地（対面）での開催に代えて、または実地開催と並行して、電磁的方法（ビデオ会議システム等）による参加及び議決を認めることができる。
2. 本会の任務は次のとおりである。
 - (1) 実行委員会の日時、議題を決定する。
 - (2) 各常任委員会との連絡調整。
 - (3) その他、実行委員会から付託された事項の執行。
 - (4) 新年度の実行委員会が構成されるまでの間、これに関する業務の代行。

第9条（実行委員会）

1. 実行委員会は、役員、各常任委員会の代表、及び校長、副校長、特別委員会の設置されている場合はその委員代表（またはこれに準ずる者）をもって構成する。
2. 本会の任務は次のとおりである。
 - (1) 各常任委員会の事業計画の連絡調整
 - (2) 総会に提出する議案の作成
 - (3) 細則の制定・改廃
 - (4) 特別委員会の設置
 - (5) 臨時総会の開催要請
 - (6) 緊急を要する事項については、総会に代わって決定することができる。ただし、次期総会において承認を得なければならない。

第10条（常任委員会）

1. この会の活動に必要な事項について、調整・研究・立案するために常任委員会をおく。
2. 常任委員会について必要な事項は細則で定める。

第11条（選考管理委員会）

1. 役員及び会計監査委員の候補者を選考する選考管理委員会（以下選考委員会という）をおく。
2. 選考委員会について必要な事項は、細則で定める。

第12条（特別委員会）

1. 特別な事項について必要がある場合は、特別委員会を設けることができる。
2. 特別委員会について必要な事項は、細則で定める。
3. 特別委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第三章 役員

第13条（役員）

この会に次の役員をおく。

代表	（保護者から3名）
書記	（保護者から2名、教職員から1名）
会計	（保護者から1名または2名、教職員から1名）
学校支援	（保護者から1名または2名）

第14条（選挙）

1. 役員は、選考委員会において推薦され、総会の承認を経て決める。
2. 役員に欠員を生じた場合は、実行委員会でこれを補充する。

第15条（任期）

1. 役員の任期は1年間とする。ただし補充の任期は残りの期間とする。
2. 同じ役員の職については、1回に限り再任を妨げない。また、役員の職にあることが連続して通算3年を超えてはならない。ただし、選考管理委員において後任の候補者が得られないなど、実行委員会がやむを得ないと認めた場合に限り、前述の再任回数および通算期間を超えて選任されることができる。
3. 役員は、4月1日に就任する。

第16条（任務）

1. 代表は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 書記は、各会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管する。また、広報活動の支援および会務の運営補助を行う。
3. 会計は、この会の会計を処理する。および会務の運営補助を行う。
4. 学校支援は、学校または役員会からの要請に基づき、ボランティア等の調整、実施報告を行う。

第 四 章 会 計

第17条（会費）

本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は一世帯月額250円とする。ただし、特別の事情のある場合は、会費の免除を受けることができる。

第18条（経費）

本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

第19条（経理）

本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第20条（決算）

本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 五 章 会 計 監 査

第22条（委員）

本会の経理を監査するため2名の会計監査を置く。

第23条（選挙）

会計監査委員は、選考委員会において選考され総会の承認を経て決める。

第24条（任期）

会計監査委員の任期は、1年間とし、再任を認めない。

第25条（任務）

会計監査委員は、この会の会計について適正に行われているかを監査し、(年2回)その結果を総会に報告する。

第 六 章 細 則

第26条

この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。

第 七 章 改 廃

第27条

この規約は総会において、出席者の過半数の賛成がなければ改廃することができない。ただし、改廃案は表決の締め切り日より少なくとも1週間前までに、一斉配信等の電磁的方法または書面により全会員に提示しなければならない。

付則

この規約は昭和54年05月11日より施行する。

平成11年05月01日一部改正

平成16年03月05日一部改正

平成17年03月03日一部改正

平成22年05月21日一部改正

平成25年05月17日一部改正

平成 27 年 05 月 15 日一部改正
平成 29 年 11 月 07 日一部改正
令和 06 年 09 月 01 日一部改正
令和 07 年 04 月 01 日一部改正
令和 08 年 04 月 01 日一部改正

横浜市立美しが丘中学校 PTA 細則

第一章 常任委員会（ボランティア委員）および特別委員会

第 1 条（ボランティア委員）

1. 常任委員会として、ボランティア委員をおく。
2. ボランティア委員は、本会の趣旨に賛同する会員からの立候補により構成する。また、若干名の教職員側委員が所属する。
3. ボランティア委員は、学級・地域の諸問題、生徒の校外生活指導（交通安全を含む）等に関し、学校からの要請や役員会での決定に基づき、活動の調整・運営にあたる。

第 2 条（選出方法）

ボランティア委員の募集は、必要に応じて一斉配信等の電磁的方法により全会員に対して行い、立候補者をもって委員とする。

第 3 条（委員代表）

1. ボランティア委員は、委員の互選により委員代表を選出する。
2. 委員代表を一度引き受けた方は、それ以降の就任を辞退することができる。

第 4 条（特別委員会）

1. 特別委員会は、実行委員会が必要と認めたとき、設置することができる。
2. 特別委員会には、委員会を代表する委員代表をおく。

第一章 選考管理委員会

第 5 条（構成および選出方法）

1. 選考管理委員は、本会の趣旨に賛同する会員（保護者）2 名以上、および教職員 1 名により構成する。
2. 保護者委員の選出は、立候補により行う。
3. 委員の募集は、必要に応じて一斉配信等の電磁的方法により全会員に対して行い、委員の互選により委員代表を選出する。
4. 委員代表を一度引き受けた方は、それ以降の就任を辞退することができる。

第 6 条（任務および推薦の手順）

1. 会員の総意を反映させ、次年度の役員および会計監査委員の候補者を選考・提示する。
2. 候補者は、次の各号に掲げる者の中から選考する。
 - (1) 多数の会員より推された会員（現 3 年正会員を除く）および次年度入学予定者保護者
 - (2) 立候補した会員（現 3 年正会員を除く）および次年度入学予定者保護者
3. 選考管理委員は、前項の候補者を検討し、本人の同意を得て、次期役員を選出する総会までにその選考した候補者を告示し、同総会で承認を得るための手続きを行う。
4. 本委員会は、実行委員会の要請により発足し、役員および会計監査委員が決定したときに任務を終了する。

第二章 会計

第 7 条 この会計細則は、責任の所在を明白にし、もって公正、確実、敏速な処理をし、PTA 活動の円滑な運営をするためのものである。

第 8 条 予算については、実行委員会が編成権の外に執行権を有し、本会代表がこれを代行する。

第 9 条 会費は原則として郵便局による自動払い込み方式とする。転出生徒は在籍した月の会費を納入するものとする。

第10条 会計は、会の金銭出納及び物品会計事務にあたる。

第11条 予備費は、実行委員会の議決を経て予算外の支出、予算超過の支出に充てることができる。

第 四 章 改 廃

第12条

1. この細則は、実行委員会の議決を経て改廃することができる。ただし、構成員の過半数の賛成がなければ改廃することができない。
2. 細則の改廃案は、本会代表が、実行委員会の開催前に一斉配信等の電磁的方法または書面により実行委員に提示しなければならない。
3. 改廃した細則は、直近の総会において会員に報告するものとする。

付則

この細則は昭和54年05月11日より施行する。

平成15年03月07日一部改正

平成17年03月03日一部改正

平成18年03月02日一部改正

平成22年04月23日一部改正

平成26年05月16日一部改正

平成29年11月07日一部改正

平成31年02月01日一部改正

平成31年03月08日一部改正

令和08年04月01日一部改正

美しが丘中学校PTA慶弔規定

- この規定は美しが丘中学校PTA細則に基づき、慶弔について定める。
- 慶弔の種類は、次の通りとする。

種 類	対 象		金 額
結 婚 祝	教 職 員		1 0,0 0 0 円
出 産 祝	教職員の出産 一子につき		1 0,0 0 0 円
死亡弔慰	教職員及びその配偶者、本校在籍生徒及びその保護者		1 0,0 0 0 円＋生花
	教職員の父母		1 0,0 0 0 円＋生花
餞 別 (転退職)	教 職 員 (本校における 勤続年数に応じて)	1 年未満	3,0 0 0 円
		1 年以上 4 年未満	5,0 0 0 円
		4 年以上 6 年未満	7,0 0 0 円
		6 年以上 9 年未満	1 0,0 0 0 円
		9 年以上	1 5,0 0 0 円

上記以外の場合はその都度、実行委員会で協議決定する。

- この規定は下記のように連絡・実施する。

- 連絡 教 職 員



- 実施 本規定の実施にあたっては、本会代表・学校長が協議し、参会者の範囲等はその都度決定するものとする。

付 則

この規定は、昭和59年1月1日より施行する。

平成12年10月1日一部改正

平成15年3月7日一部改正

平成27年3月6日一部改正

令和08年4月1日一部改正